

## PTA団体傷害保険について

PTAが主催・共催する行事に参加し、その活動中の事故によりケガをした場合に補償する保険です。

### ○補償内容

#### ・補償対象となる場合

日本国内でPTA行事参加中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした場合に保険金をお支払いします。またPTA行事に参加するため、自宅と会場の通常の経路を往復している間のケガも補償します。

例：PTA主催のソフトボール大会でボールに当たってケガをした。

PTA主催のバザーに参加した生徒が転んでケガをした。

(注) PTA 団体傷害保険は、日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となり得るケガに対しては補償の対象となりませんのでご注意ください

### ○保険金をお支払いできない主な場合

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべきものの故意または重大な過失。
- ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為。
- ③ 被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失。
- ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波。
- ⑤ 被保険者のむちうち症、腰痛その他の症状で、医学的他覚所見のないもの。等

#### ・被保険者

PTA 会員である保護者・教職員・生徒が補償の対象となります。

#### ・保険金額と保険料

保険金額	死亡・後遺障害	入院保険金日額※	通院保険金日額
	2868 千円	2000 円	1000 円

※手術保険金のお支払いについては、入院時の手術で入院保険金日額の10倍、それ以外の手術で入院保険金日額の5倍となります。